

## 第68号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構に係る第3期中期計画の変更の認可の件

地方独立行政法人神戸市民病院機構が次のとおり第3期中期計画を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項後段の規定により認可する。

令和3年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期計画の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
目次	目次
前文	前文
第1～第4 [略]	第1～第4 [略]
<u>第5</u> <u>その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置</u>	
<u>第6</u> [略]	<u>第5</u> [略]
<u>第7</u> [略]	<u>第6</u> [略]
<u>第8</u> [略]	<u>第7</u> [略]

第9 [略]

第10 [略]

第11 [略]

第8 [略]

第9 [略]

第10 [略]

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

西市民病院の建替え整備について、新西市民病院整備基本方針を踏まえ、市と十分に連携を図りながら取り組む。

また、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、地域包括ケアシステムを推進するため、市街地西部の中核病院として担うべき役割及び機能について検討を進める。

理 由

地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 めきがき

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 [略]

(料金及び中期計画の特例)

第83条 [略]

2 [略]

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。